

1.2 大気・水環境の保全について

大気・水環境課

1 大気環境について

(1) 現状

① 県内全体の状況

大気環境の状況を把握するため、県内 32 カ所に測定局（県管理 22 局、四日市市管理 10 局）を設け、24 時間連続測定を行っています。（一般環境測定局 25 局、自動車排出ガス測定局 7 局）

平成 25 年度の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、すべての測定局で環境基準を達成する見込みでおおむね良好な状況ですが、PM2.5（微小粒子状物質）については 5%（速報値、1 測定局/21 測定局）の達成にとどまる見込み※であり、光化学オキシダントについても環境基準が未達成な状況にあります。

② 自動車 NOx・PM 法対策地域内の状況

県北部では、自動車 NOx・PM 法対策地域（四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町）（以下「対策地域」という。）が指定されていますが、対策地域内の 15 測定局において、二酸化窒素の測定値は 3 年連続で環境基準を達成する見込みです。

※ 注意喚起のための暫定的な指針値（日平均 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過した日はありませんでした。

(2) 課題

① 環境基準項目の一部未達成

大気環境の測定項目のうち、PM2.5 や光化学オキシダントについては環境基準を達成できていない状況にあり、全国的にも PM2.5 等について基準を達成していない傾向にあります。

② 自動車 NOx・PM 法対策

平成 23 年 3 月に国から、平成 27 年度に対策地域内の全測定局において環境基準を達成し、平成 32 年度には対策地域の全域で環境基準を達成することを目標とした新たな「基本方針」が示されました。環境基準の達成状況は、景気動向による交通量の影響を受ける場合があるため、二酸化窒素等の削減状況を毎年確認していく必要があります。

(3) 今後の取組方向

① 環境基準の一部未達成項目の監視・対応

引き続き、四日市市と連携し大気の常時監視を実施するとともに、PM2.5 等について指針値超過のおそれがある場合は、迅速に県民への注意喚起を行います。また、光化学オキシダントへの対応については、主原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）を排出する工場・事業場に対し大気汚染防止法に基づき規制指導

を行います。

② 自動車 NOx・PM 法対応

国の新たな「基本方針」の達成に向けて、今後、対策地域内において環境基準を達成できないおそれが生じた場合には、その対策を検討します。

2 水環境について

(1) 現状

① 公共用水域の状況

県内の河川（47 河川 62 水域）及び海域（4 海域 8 水域）における水質の常時監視の結果、平成 25 年度の河川（BOD）、海域（COD）における環境基準達成率は、それぞれ 91.9%（57 水域/62 水域）及び 62.5%（5 水域/8 水域）でした。

河川では、平成 17 年度以降、90%以上の達成率で推移しており、改善傾向にあるものの、海域のうち、閉鎖性海域である伊勢湾の環境基準達成率（COD）については、近年 60%弱の達成率で推移しており、毎年、赤潮や貧酸素水塊などが発生している状況です。

② 生活排水処理の状況

下水道、集落排水処理施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備率が平成 10 年度に 40.5%（全国 40 位）であったところ、平成 24 年度には 79.5%（全国 30 位、福島県を除く。）となりました。本県では、浄化槽による生活排水処理施設の整備率が 26.3%（平成 24 年度）と、全国平均の 8.8%と比べて大幅に高く、浄化槽が生活排水対策において大きな役割を担っています。

③ 海岸漂着物問題に対する取組

平成 24 年 3 月に「三重県海岸漂着物対策推進計画」を策定し、対策を進めているところです。

伊勢湾内に漂着するごみのほとんどは、三重県だけでなく伊勢湾流域圏全体から発生していると考えられることから、東海三県一市知事市長会議において、伊勢湾流域圏全体でこの問題に取り組むことが合意され、平成 24 年 4 月に「海岸漂着物対策検討会」を設置しました。検討会においては、関係機関が協力し、海岸漂着物対策の周知啓発、環境団体等との連携及び流域圏での発生抑制対策等を推進しています。

(2) 課題

① 伊勢湾等への汚濁負荷の削減

伊勢湾では、海底に堆積した底泥からの有機物の溶出による富栄養化や、微生物等の分解による貧酸素水塊の発生が水質悪化の要因となっていますが、短期的な水質の改善は困難な状況であることから、引き続き、工場・事業場排水や生活排水による汚濁負荷を一層削減していく必要があります。

② 生活排水処理施設の整備促進

生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、全国平均の88.1%と比べると依然として低い状況にあり、未普及人口の解消が課題となっています。特に、生活排水への影響が大きい単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽への転換が進んでいないことが課題です。

また、生活排水処理施設の整備を進めるための「生活排水処理アクションプログラム」の目標年度が平成27年度となっていることから次期計画を策定する必要があります。

③ 海岸漂着物の発生抑制等

東海三県一市の海岸漂着物対策検討会では、関係機関が協力して広域での普及啓発に取り組んでいく必要があります。

また、海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制に係る国による財政措置が平成25～26年度の2ヶ年とされていることから、以降の対策の実施に係る財源確保が課題となっています。

(3) 今後の取組方向

① 工場・事業場に対する指導

公共用水域の水質改善のため、引き続き、工場・事業場に対する立入検査を実施し、排水基準及び総量規制基準の遵守を徹底します。

② 生活排水処理施設の整備等

生活排水対策として、平成24年8月に見直した「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、関係各部及び市町と連携して、生活排水処理施設の整備を推進するとともに、県内に多く残されている単独処理浄化槽や汲み取りについては、県費による上乘せ補助制度を活用し、合併処理浄化槽への転換の促進を図っていきます。

また、平成26年1月に国が策定した「都道府県構想策定マニュアル」に基づき、「生活排水処理アクションプログラム」の次期計画のための三重県版「生活排水処理基本方針」を策定します。

③ 海岸漂着物対策の推進

「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、国の平成24年度補正予算で措置された「海岸漂着物地域対策推進事業」を活用し、県内の海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制対策を実施するほか、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」をはじめとする、伊勢湾流域圏のさまざまな主体との協働・連携事業を推進します。

東海三県一市の海岸漂着物対策検討会においては、本県がリーダーシップを取り、引き続き、広域圏での発生抑制等の検討、国への提言などを行うことにより、伊勢湾における海岸漂着物を削減し、海岸の保全に努めてまいります。

【参考】

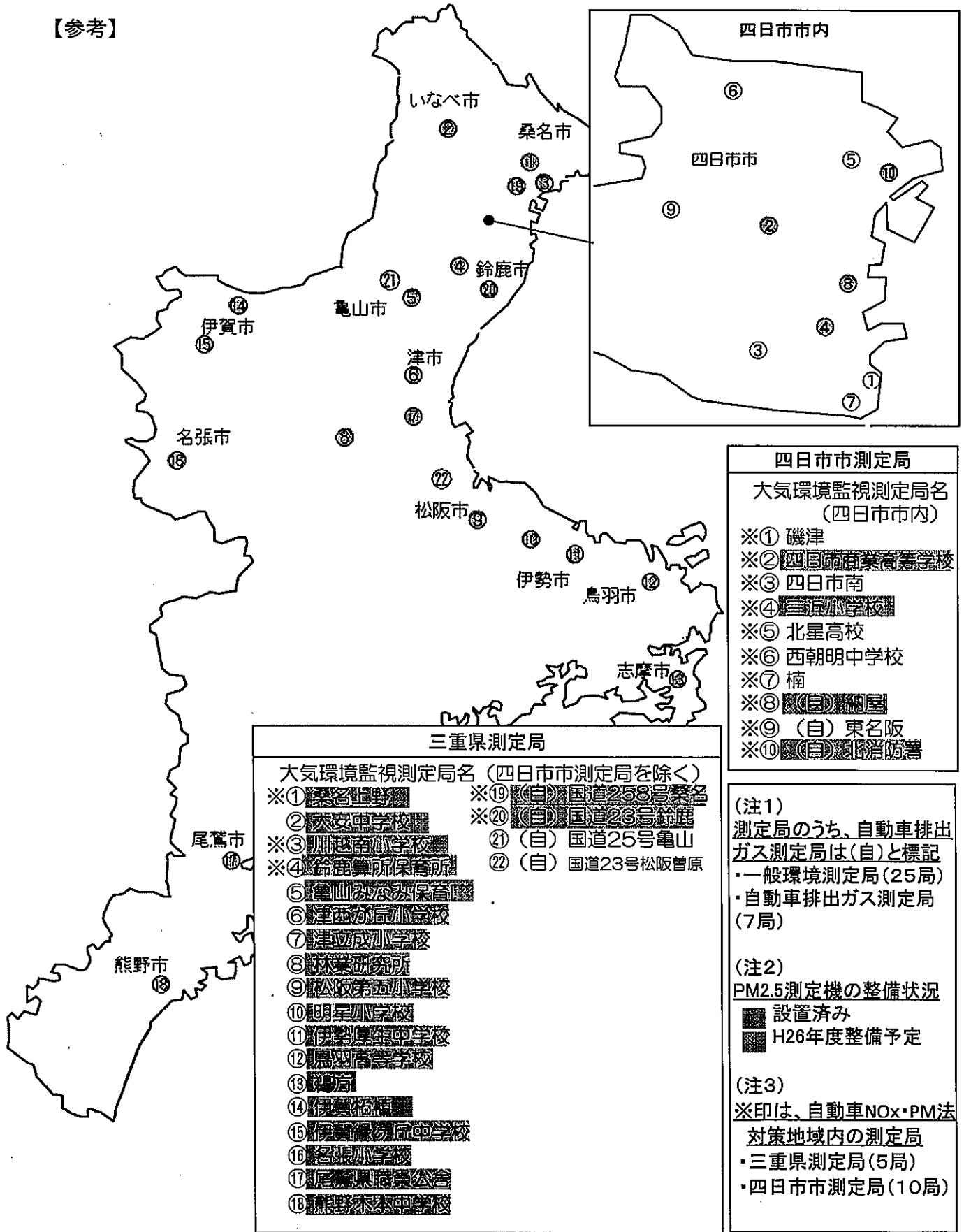


図1 大気環境測定局設置図 (平成26年4月1日現在)

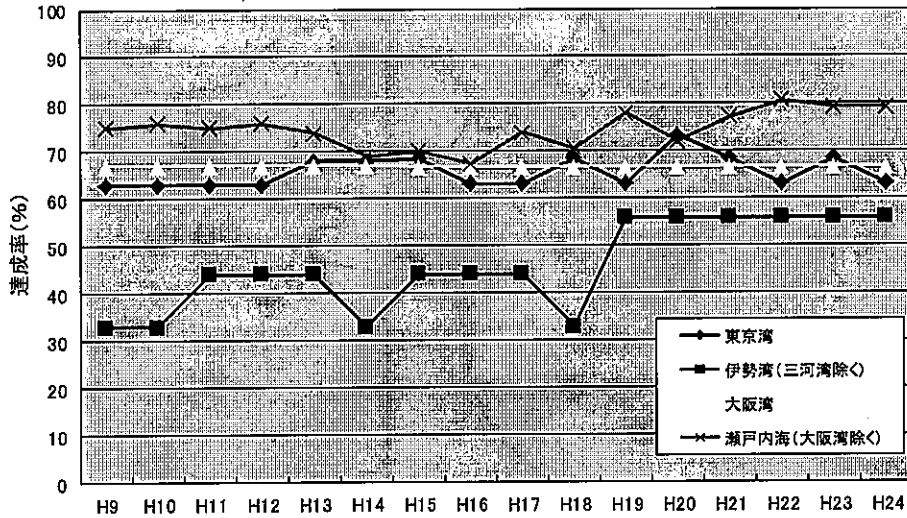


図2 伊勢湾等の環境基準達成率(COD)

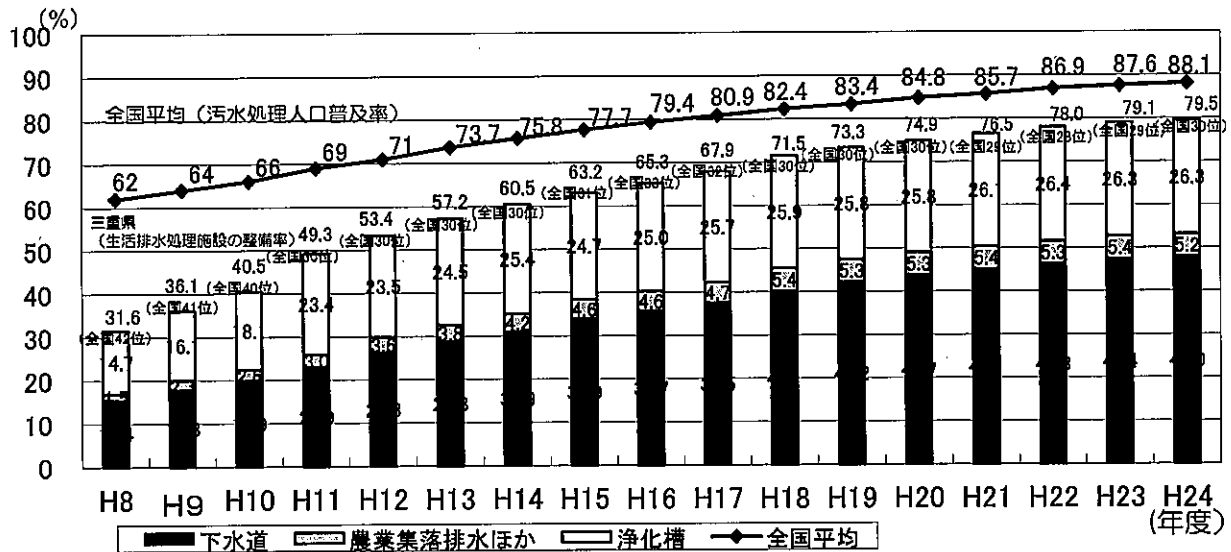
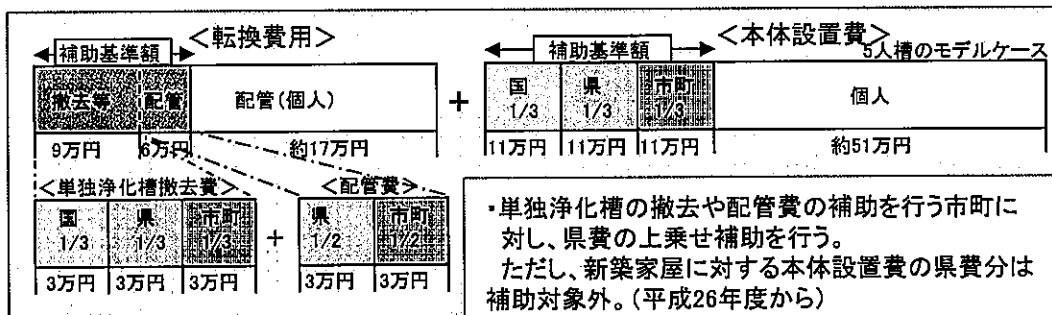


図3 生活排水処理施設整備率

※全国集計結果は、H22年度は岩手県、宮城県、福島県を除く。H23年度は岩手県、福島県を除く。H24年度は福島県を除く。

①単独浄化槽、汲み取りから合併浄化槽への転換に対する上乗せ補助創設



②浄化槽市町村整備推進事業の導入に係る調査費の一部を補助する制度の創設

- ・市町による計画的な浄化槽の整備を促進するため、導入調査費について補助を行う。
- ・補助率は調査費の1/6とする。(平成27年度までの時限措置)

図4 浄化槽設置に係る県費補助制度(平成26年度)

1.3 「ごみゼロ社会」の実現について

廃棄物・リサイクル課

1 現状

(1) ごみゼロ社会実現プラン

ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」を実現するため、めざすべき具体的な将来像とその達成に向けた道筋を示した「ごみゼロ社会実現プラン（以下、「プラン」という）」を平成17（2005）年3月に策定しました。

プランに基づく取組の推進については「ごみゼロプラン推進委員会」において評価・検証を行っており、平成23年3月には中期目標の見直しなど、プランの改定を行いました。（資料1、2参照）

(2) 取組の成果

レジ袋の有料化が県内全域で実施されるなど、平成17年度から市町で実施したモデル事業の水平展開などの取組により、家庭系・事業系ごみの排出量や最終処分量が減少してきています。

また、公正で効率的なごみ処理システムの構築のため、ほとんどの市町で国が推奨する廃棄物会計を導入されるなど、「プラン」に掲げるごみ減量化に向けた取組が進められています。

表 プランに掲げる数値目標及び実績（単位：トン／年）

指標名		2002年度	2012年度	中期目標		
				2002年度比	(2015)	数値目標 (2025)
ごみ排出量 (2002年度比)	家庭系ごみ	535,198	456,747	-14.7%	-20%	-30%
	事業系ごみ	251,733	178,125	-29.2%	-35%	-45%
	計	786,931	634,872	-19.3%	-	-
資源としての再利用率		14.0%	16.1%	+2.1ポイント	22%	50%
		110,781	102,525	-	-	-
最終処分量		151,386	41,958	-72.3%	55,000	0

2 課題

(1) 家庭ごみの有料化や事業系ごみの減量化など、「ごみゼロ」に向けた市町の先進的な取組に対し、モデル事業として支援を行ってきましたが、その成果を有効活用するため、県内市町に取組を展開していく必要があります。

また、市町において効率的なごみ処理体制の構築を進めていくために、廃棄物会計を有効活用していく必要があります。

(2) 生活系廃棄物の約4割を占め、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を進めるうえで課題となっている生ごみ（特に厨芥類）の減量化・資源化を進めていく必要があります。

- (3) 県民のごみ減量化に関する意識のさらなる向上のため、引き続きNPO団体等の多様な主体との連携のもと、ごみ減量化に向けた普及・啓発に取り組む必要があります。

3 今後の取組方向

- (1) 市町ごとのごみ減量化・資源化等の課題に応じ、市町・事業者・住民との「地域ごみゼロネットワーク」を活用し、講習会やベンチマーキング等を実施します。

また、廃棄物会計の有効活用や削減効果の高い家庭系ごみの有料化制度の導入など市町の取組を支援します。

- (2) 廃棄物系バイオマスの資源化促進に向け、事業者が実施する実証実験を支援し、あわせて生ごみの資源化についても検討を行います。

- (3) 地域で活動するNPO団体や事業者、市町と連携して、特に子どもたちの「もったいない」という環境意識を育むため、引き続き小学校での環境教育（出前授業）を実施します。

さらに、市町において環境教育を展開するため、講師の発掘・養成等を実施します。

また、今後、年少者を対象とした効果的な普及啓発を行うため、環境紙芝居など新しい普及啓発ツールを作成します。

ごみゼロ社会実現プランの体系

《プランの基本事項》
 (1) 計画期間: 2005~2025年度
 (平成17~37年度)
 (2) 取組対象: 家庭系ごみ及び事業系ごみ
 (一般廃棄物)
 (3) 推進主体: 県、市町及び県民
 ※県民とは、一人ひとりの個人をはじめ、NPO、ボランティア、自治会等地域の団体、企業(事業者)など多様な主体の総称

取組の基本的な視点
 (1) 意識・価値観・行動の転換
 (2) 取組に関する優先順位の明確化
 (3) 多様な主体の役割分担の再構築と連携・協働
 (4) ごみを資源とらえた地域づくりの展開

- 「ごみは適正に処理すればよい」という意識から、「まずごみを出さない」という意識へ
- 「燃える・燃えない」という分別から、「資源化できる・できない」という分別へ
- 「効率性・経済性と環境保全はトレードオフの関係」という考え方から、「それらを両立させる」という考え方へ
- 「目先の利便性優先、量の豊かさ志向」のライフスタイルから、「環境への配慮優先、質の豊かさ志向」のライフスタイルへ

「ごみゼロ社会」の実現

- 基本理念**
- 数値目標**
- ① ごみ排出量削減率
 家庭系ごみ30%
 事業系ごみ45%
 (対2002年度実績)
 - ② 資源としての再利用率
 50%
 - ③ ごみの最終処分量
 0トン
 - ④ ものを大切に長く使おうとする県民の率
 100%
 - ⑤ 環境に配慮した消費行動をとる県民の率
 100%
 - ⑥ 食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率
 100%
 - ⑦ ごみゼロ社会実現プランの認知率
 100%

県内の現状

- ごみ処理に関する現状
- 県民の意識
- ごみの組成
- NPO等団体の意識
- 事業者の意識
- 市町の取組状況

基本方向

- 《発生・排出抑制》**
1. 拡大生産者責任の徹底
 2. 事業系ごみの総合的な減量化の推進
 3. リユース(再利用)の推進
- 《再資源化》**
4. 容器包装ごみの減量・再資源化
 5. 生ごみの再資源化
- 《環境と経済の好循環創出》**
6. 産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進
 7. 公正で効率的なごみ処理システムの構築
- 《気運醸成・文化形成》**
8. ごみ行政への県民参画と協働の推進
 9. ごみゼロ社会を担う人づくり・ネットワークづくり

基本取組

- 拡大生産者責任と費用負担のあり方の検討
- 拡大生産者責任に基づく取組の推進
- 事業系ごみ処理システムの再構築
- 事業系ごみの発生・排出抑制
- 事業系ごみの再利用の促進
- 不用品の再利用の推進
- リターナブル(リユース)容器の普及促進
- リースやレンタルの推進
- モノの長期使用の推進
- 容器包装リサイクル法への対応
- 容器包装の削減・簡素化の推進
- 生ごみの堆肥化・飼料化
- 生ごみのエネルギー利用
- 生ごみの生分解性プラスチック等への活用
- ローカルデポジット制度の導入
- 障がい者や高齢者等のごみゼロ活動への参画促進
- ごみゼロに資する地域活動の活性化促進
- 民間活力を生かす拠点回収システムの構築
- サービス産業の仕組みを生かしたリサイクル
- 埋立ごみの資源としての有効利用の推進
- ごみ処理の有料化等経済的手法の活用
- 廃棄物会計等の活用促進
- 地域密着型資源物回収システムの構築
- 地域のごみ排出特性を踏まえたごみ行政の推進
- 住民参画の行動計画づくり
- レジ袋削減・マイバッグ運動の展開
- ごみゼロに資するNPO、ボランティア等の活動推進
- 情報伝達手段の充実及び啓発・PRの強化
- もったいない普及啓発運動の展開
- 環境学習・環境教育の充実
- ごみゼロ推進のリーダーの育成と活動支援

推進方策

- 1 短期・中期の目標設定
 - ①ごみ排出量削減率
 家庭系ごみ 6%(2010) 20%(2015)
 事業系ごみ 5%(2010) 35%(2015)
 - ②資源としての再利用率
 21%(2010) 22%(2015)
 - ③ごみの最終処分量
 81,000トン(2010) 55,000トン(2015)
 - ④ものを大切に長く使おうとする県民の率
 80%(2010) 90%(2015)
 - ⑤環境に配慮した消費行動をとる県民の率
 60%(2010) 90%(2015)
 - ⑥食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率
 60%(2010) 90%(2015)
 - ⑦ごみゼロ社会実現プランの認知率
 90%(2010) 100%(2015)
- 2 プラン推進のマネジメント
 - 各主体の役割に応じた取組の推進
 - 各主体間の連携・協働
 - 全県的な推進体制の確立
- 3 プランを取り巻く諸課題
 - 再利用の困難なものの有効利用
 - 災害時等の適正処理の確保
 - 一般廃棄物と産業廃棄物との区分
 - 不法投棄対策
 - 取組の計画的、段階的な推進
 - 現行法制度上の制約等への対応

- 県の行動計画**
- 1 県の役割
 - 2 県の主な取組
 - 「ごみゼロ社会実現プラン」の周知、啓発
 - 県庁舎等における「ごみ減量化」に向けての取組
 - 推進のマネジメント
 - モデル事業等の実施とその成果の普及
 - 市町、事業者等への支援等
 - 広域的な取組の推進
 - 政策提言、要望
 - 3 ごみ処理施設の整備の方向

ごみゼロ社会実現プラン推進委員会について

住民、事業者、市町等の多様な主体の参画のもと、ごみゼロ社会の実現に向け一体となって取り組み、各主体を構成員とする「ごみゼロプラン推進委員会」により、ごみゼロプラン推進の取組を点検・評価、公表しています。

平成25年度 ごみゼロプラン推進委員会委員 ◎:委員長 ○:副委員長

	氏名	所属団体・役職等
県民	○高屋 充子	きれいな伊勢志摩づくり連絡会議会長
	亀井 静子	NPO法人生ゴミリサイクル亀さんの家
事業者	西村 統武	マックスバリュ中部株式会社 管理本部 人事総務部長
	堀川 勉良	井村屋株式会社 生産管理・技術部長
	片野あかね	有限会社三功 取締役常務
広域団体 NPO	小林小代子	三重県食生活改善推進連絡協議会会長
	新海 洋子	特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ
学識者	◎岩崎 恭典	四日市大学総合政策学部教授
	金谷 健	滋賀県立大学環境科学部教授
市町	川崎 力弥	三重県清掃協議会(いなべ市市民部生活環境課長)
	名和 健治	三重県清掃協議会(名張市生活環境部環境対策室室長)

※平成25年度から第5期ごみゼロプラン推進委員が選任されています。

<平成25年度ごみゼロプラン推進委員会の開催状況>

平成25年8月27日 第28回ごみゼロプラン推進委員会

- ・平成24年度のごみ処理状況等について
- ・第8回点検・評価(案)について
- ・平成25年度の取組方向、進捗状況について

平成25年11月21日 第29回ごみゼロプラン推進委員会

- ・第8回点検・評価(案)について
- ・平成25年度の取組の進捗状況について

平成26年3月3日 第30回ごみゼロプラン推進委員会

- ・平成25年度の取組の進捗状況について
- ・平成26年度の取組方針について

ゴミゼロ社会づくり

これまでの県の主な取組

モデル事業の実施と成果の普及

市町の先駆的なごみ減量化の取組に対する支援とその成果の普及
 (取組事例)・レジ袋の削減(有料化の導入)・家庭ごみの有料化の推進
 ・生ごみの再資源化(堆肥化)の推進 など

効果的で効率的な市町のごみ処理システムの最適化

市町のごみ処理システムが社会経済的に効果的・効率的なものとなるよう技術的支援
 ・廃棄物会計の導入支援
 ・市町ごみ処理カルテの作成・改良及び普及

ゴミゼロの普及啓発

ゴミゼロキャラクター ゼロ吉



ゴミゼロプラン推進モデル事業の取組概要

(単位:千円)

年度	市町名	事業名	補助金額
22	名張市	生ごみ等の回収及び資源化システムの実証実験事業	1,461
	伊勢市	事業系ごみの減量化等に関する検討事業	1,024
	大台町	地域密着型生ごみ等の回収・資源化システム構築検討事業	4,515
21	鳥羽市	島内における資源循環モデル検討事業	5,442
	名張市	福祉・地域づくりと一体となったごみ収集システム等検討事業	422
	四日市市	複合的なごみ減量・リサイクル施策検討事業	1,300
20	伊賀市・名張市	レジ袋有料化検討事業	727
	松阪市等(※)	レジ袋有料化検討事業 ※多気町・明和町・大台町・玉城町・大紀町	756
	鳥羽市	事業系食品廃棄物再資源化システム検討事業	2,016
19	伊勢市	レジ袋削減(有料化の導入)検討事業	479
		埋立ごみ(ガラス等)の分別収集システム検討事業	905
	津市	エコパートナー・ネットワーク推進事業	696
18	東員町	町民参画によるごみ処理基本計画づくり	840
	鳥羽市	リサイクルパーク整備・運営事業	10,956
			事業系ごみ減量化手法検討調査
17	桑名市	市民参画によるごみ処理基本計画づくり	2,457
	伊賀町	家庭ごみの有料化制度の導入検討	2,813
	紀宝町	生ごみ堆肥化システムの実証実験	3,685

平成26年度の主な取組

生ごみの減量化に向けた取組

(県民・NPO・地域団体・事業者・市町)
 ・廃棄物系バイオマスの資源化検討(事業系生ごみの減量)
 (県民・NPO・地域団体・市町)
 ・「もったいない」の考え方を中心とした環境教育(出前授業)の実施
 (家庭系生ごみ減量)



市町・NPO・地域団体等との連携・協働

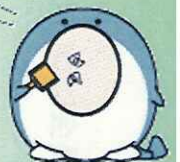
◎行政連絡会議(市町)
 ・県と市町が具体的な施策の推進に関する連絡調整、協議などを行う場として、随時開催
 ◎地域ごみゼロネットワーク(県民・NPO・地域団体・市町)
 ・住民主体のごみ減量活動促進のための啓発、情報交流、事例研修
 ・各主体との課題等の把握や情報共有をはかる場の設置

ゴミゼロの普及啓発

(県民・NPO・地域団体・事業者・市町)
 ・ゴミゼロキャラクターを活用した啓発
 ・パンフレットや子ども向けの文房具などによる普及啓発

ゴミゼロ施策の点検・評価

(委員:学識者、市町、NPO等 11人)
 ・プラン推進委員会との連携による、PDCAサイクルに基づくマネジメントの実施



1.4 RDF焼却・発電事業について

廃棄物・リサイクル課

1 現状

(1) RDF焼却・発電事業の概要

- ① RDF焼却・発電事業は、エネルギー面として未利用の廃棄物エネルギーを活用するとともに、環境面としてダイオキシン対策を達成することにより、循環型社会構築に向けたごみ処理システムとして取り組むため、市町でRDF化施設を整備し、県が焼却・発電施設を設置して、平成14年12月から運転を開始しました。
(資料1)
- ② 事業の構想初期段階で無償としていた処理費用については、その後の電力の自由化による売電単価の低下により負担を市町に求めざるを得なくなったため、平成13年1月に県と関係市町によるRDF運営協議会を設置し、処理費用の負担のあり方等について、市町と合意しながら運営を続けてきました。
- ③ 事業開始当初、平成15年8月19日にRDF貯蔵槽が爆発し、消防士2名の尊い命を失うという事故が発生しました。県はこれを受けて、安全対策を強化し、安全安定運転に努めています。

(2) RDF運営協議会

- ① 平成23年4月5日RDF運営協議会総会（資料2）
平成29年度以降のあり方について確認・決定しました。
 - ・平成29年度以降の事業継続期間は、4年間（平成32年度末）とする。
 - ・平成29年度以降は、県内5製造団体（13市町）での新たな枠組みにおいて、RDF焼却・発電事業を継続する。
 - ・平成29年度から平成32年度までの収支不足見込額（事業継続に伴う維持管理費の増分、事業継続に必要な施設改修費、改修期間中の外部処理費）については、県と市町とで半分ずつ負担する。
 - ・事業継続期間中のRDF焼却・発電施設の所有権は県に帰属する。また事業終了後の撤去費用については、県が負担する。
- ② 平成25年11月5日RDF運営協議会総会（資料3-1, 3-2）
理事会で処理委託料の減額を決定したこと等について報告がありました。
 - ・平成24年11月1日から「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生エネ法）」に基づく固定価格買取制度での売電を開始しました。売電収入が増収したことにより、収支計画の見直しをおこない、あわせて

市町の処理委託料を減額改定しました。

- ・平成29年度以降32年度までの4年間の処理委託料については、一定の単価に設定することとなりました。

(3) 松阪市のRDF運営協議会からの脱退

- ・香肌奥伊勢資源化広域連合は、松阪市との協議を経て、RDF運営協議会に対し、同市が平成26年度末をもってRDF焼却・発電事業の運営体制から脱退することについて協議を依頼する文書を平成26年3月31日付けで提出しました。
- ・RDF運営協議会は、理事会での審議に先立ち、総務運営部会に課題や積算の考え方についての整理を付託しました。これを受けて総務運営部会では、脱退にあたっての脱退負担金にかかる考え方及び負担額について検討しています。

(4) RDF焼却・発電事業終了後の廃棄物処理体制構築

RDF焼却・発電事業終了後も、各構成市町のごみ処理が円滑に行われるよう、新たなごみ処理体制の整備に向けて、それぞれの地域(4団体8市町)におけるごみ処理施設整備検討委員会等に参画しています。

2 課題

(1) RDF運営協議会における協議事項

- ① 平成23年4月5日開催のRDF運営協議会総会決議に沿って、平成32年度までの事業継続等にあたっての経費節減等残された課題について、RDF運営協議会で協議する必要があります。
- ② 松阪市のRDF焼却・発電事業の運営体制からの脱退にあたっては、その取扱いや脱退負担金について、総務運営部会で検討し、理事会で審議・決定する必要があります。

(2) RDF焼却・発電事業終了後の廃棄物処理体制

RDF焼却・発電事業の終了後も、市町のごみ処理が滞りなく行われるよう、ごみ処理体制が構築される必要があります。

(3) 平成 29 年度以降の R D F 焼却・発電事業の事業主体

R D F 運営協議会において、平成 29 年度から平成 32 年度までの事業主体を県とすることが決議されました。このため、県は R D F 焼却・発電事業の運営主体を決定する必要があります。

3 今後の取組方向

(1) R D F 運営協議会における協議事項

- ① 平成29年度以降の事業継続にかかる残された課題については、引き続き、R D F 運営協議会において協議を進めます。
- ② 松阪市の脱退については、事業を継続する市町における将来の負担に影響を与えることから、R D F 焼却・発電事業に参画する全ての13市町で構成する総務運営部会において検討を進め、理事会で審議・決定します。

(2) R D F 焼却・発電事業終了後の廃棄物処理体制

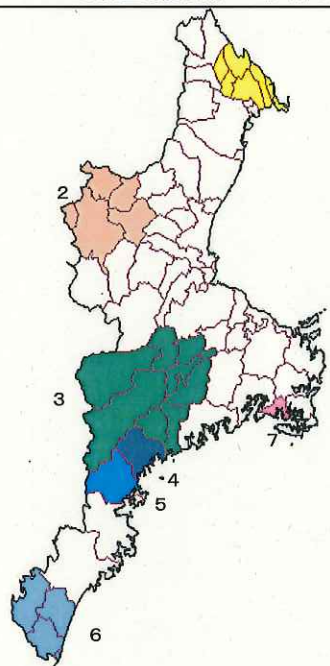
R D F 焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制における枠組みや処理の方法等について引き続き関係市町等と一体となって検討を行うとともに、施設整備あたっての交付金制度の拡充について、国に要望していきます。

(3) 平成 29 年度以降の R D F 焼却・発電事業の運営体制

平成 29 年度以降の R D F 焼却・発電事業運営主体については、関係部局で協議し決定していきます。

RDF 焼却・発電事業の概要

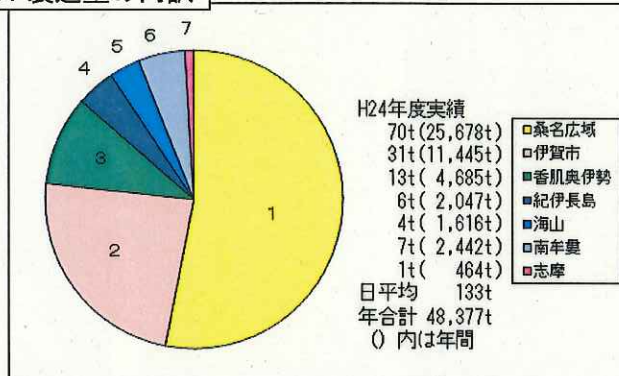
1. 県内RDF製造施設の状況



県内RDF製造施設の概要

- 1) 構成市町数 13市町6施設
- 2) 構成人口 約36万人
- 3) ごみ排出量 約8.7万t/年間 (H24年度確定値)
(※RDF換算: 約4.8万t/年間)
- 4) 平均製造量 RDF 133t/日

RDF製造量の内訳



平成26年4月1日現在

	市町等	規模※	稼働年月	構成市町
1	桑名広域清掃事業組合	230t/日	H14.12	桑名市(旧桑名市、旧多度町、旧長島町) いなべ市(旧員弁町)、木曾岬町、東員町
2	伊賀市	135 t/日	H14.12	伊賀市(旧上野市、旧伊賀町、旧阿山町、旧島ヶ原村、旧大山田村)
3	香肌奥伊勢資源化 広域連合	44 t/日	H13.4	松阪市(旧飯南町、旧飯高町)、多気町(旧勢和村)、大台町(旧大台町、旧宮川村)、大紀町(旧大宮町、旧紀勢町、旧大内山村)
4	紀北町	21 t/日	H14.12	紀北町(旧紀伊長島町)
5	紀北町	20 t/日	H12.4	紀北町(旧海山町)
6	南牟婁清掃事業組合	23 t/日	H14.9	熊野市(旧紀和町) 御浜町、紀宝町(旧紀宝町、旧鶴殿村)

※規模はごみ重量でありRDF重量に換算すると約50%となる。

2. RDF 焼却・発電施設の規模など

施設名	設置場所	RDF 処理能力	最大出力	年間発電 電力量
三重ごみ固形燃料 発電所	桑名市多度町力尾	(t/日) 240	(kW) 12,050	(kWh) 約6,500万

平成 23 年 4 月 5 日
RDF 運営協議会総会決議

平成 23 年 4 月 5 日

RDF 焼却・発電事業の平成 29 年度以降のあり方について

RDF 焼却・発電事業の平成 29 年度以降のあり方について、平成 20 年 11 月 6 日の三重県 RDF 運営協議会総会での決議事項に基づき、県と市町が行ってきた協議の結果を踏まえ、以下のとおり確認を行う。

1 平成 29 年度以降の費用負担について

平成 28 年度に収支が均衡する処理委託料としたうえで、平成 29 年度から平成 32 年度までの収支の不足見込額（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）については、県と市町とで半分ずつ負担する。

2 事業主体について

平成 29 年度以降継続期間中については、県が事業主体となる。

3 平成 29 年度以降の継続期間について（平成 22 年 8 月 27 日の理事会で確認済）

平成 29 年度以降の継続期間は、4 年間（平成 32 年度末）とする。

4 平成 29 年度以降の参画市町について（平成 22 年 4 月 14 日の理事会で確認済）

平成 29 年度以降、県内 5 製造団体（13 市町）での新たな枠組みにおいて、RDF 焼却・発電事業を継続する。

5 継続期間中の離脱ルールについて（平成 22 年 8 月 27 日の理事会で確認済）

継続期間中は、新たな枠組みによって、RDF 焼却・発電事業に協力して取組むこととする。このことから、RDF 構成市町が平成 29 年度以降に RDF 焼却・発電事業から離脱する場合のルール（契約解除に伴う費用負担）については、RDF 量に相当する費用負担を原則として、次の案を基本とする。

【負担費用算出の考え方】

RDF 構成市町の事由による契約解除に伴う費用負担については、離脱する構成市町は、離脱の年度から事業期間が満了するまでの期間における処理委託料に残存期間における RDF 処理委託量を乗じた額及び RDF が処理されないことによる売電収入の減少に相当する額の合算額を負担する。

6 継続期間中のRDF焼却・発電施設の所有権及び終了した後の撤去費用について（平成22年8月27日の理事会で確認済）

継続期間中のRDF焼却・発電施設の所有権は県に帰属する。また、終了した後の撤去費用については、県が負担する。

7 適切な経費チェック方策について

RDF焼却・発電事業の予算、決算について、RDF運営協議会総務運営部会でチェックを行う。

8 行政直営での事業運営について

RDF焼却・発電施設は装置も多く、複雑な構成となっていることから、維持管理のための専門的な要員も必要である。こうしたことから、その管理運営については、行政直営よりも民間事業者のノウハウを活用することが有効である。

9 RDF処理とその他の処理との経費比較について

各市町のRDF焼却・発電事業終了後の施設建設にかかる費用については、全国の実績を参考に処理方式別の建設コスト、また、維持管理費については、一般廃棄物処理事業実態調査に基づく経費一覧等をあり方検討作業部会で示した。これらの資料はRDF焼却・発電事業終了後のごみ処理について市町が検討するための参考資料とし、県は市町に技術的支援を行う。

10 課題13項目中今後も引き続き検討が必要な項目について

13項目の課題について、引き続き検討が必要な項目は、以下の3項目であり、今後は総務運営部会において、検討し、一定の方向性を出していく。

- 1 改修期間中のRDF受け入れ先の確保
- 2 継続期間中の維持管理体制
- 3 RDFの運搬コストの低減方策

11 今後のRDF運営協議会の運営について

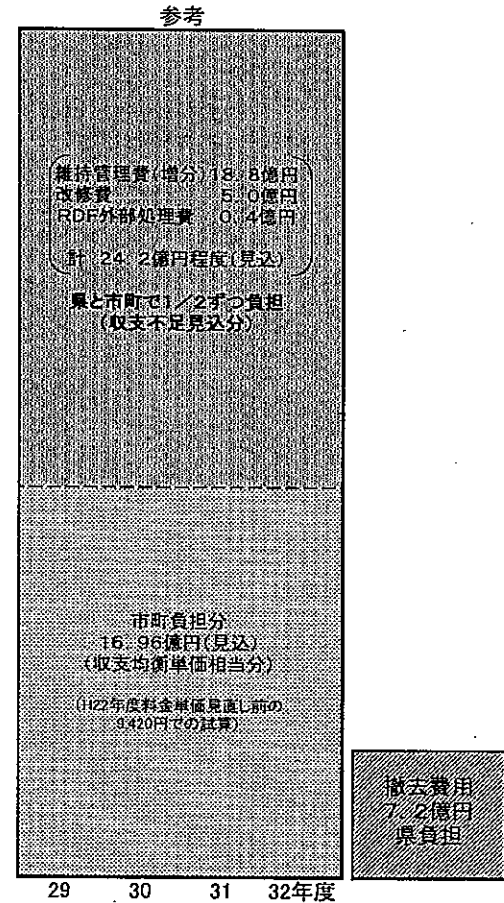
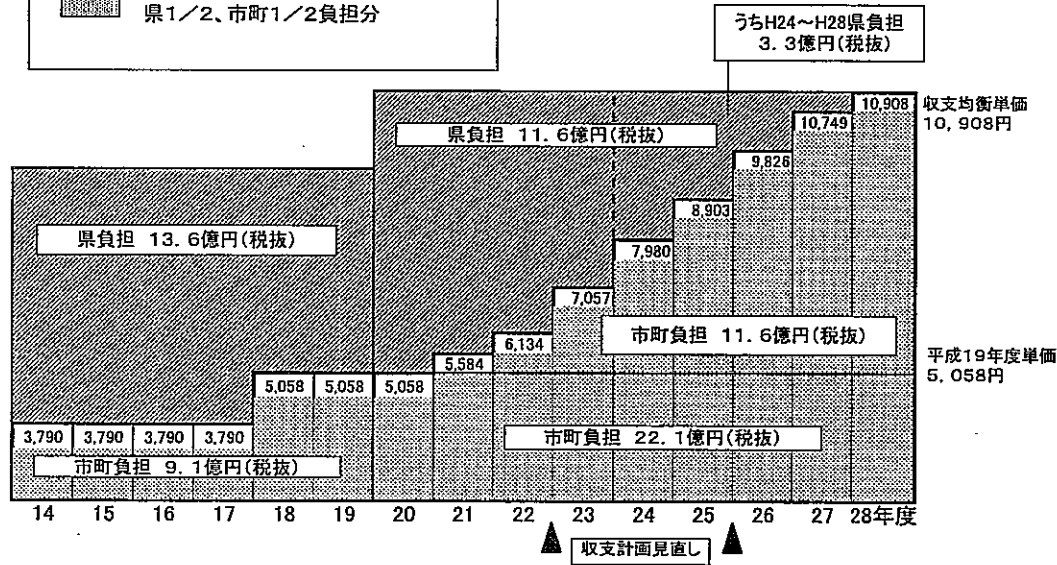
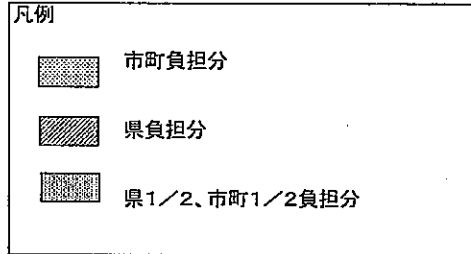
今後のRDF運営協議会は、課題の進捗状況を共有するため、適宜開催する。

12 RDF焼却・発電施設の経費節減について

県は、引き続き安全・安定運転を前提としたうえで、平成29年度以降の経費の節減に資するよう、より効率的なRDF焼却・発電施設の運用に、努めることとする。

RDF処理委託料の改定（平成23年度改定）

1. 新収支計画の収支不足見込額: **2,311,957千円【税抜】**(20年度～28年度)
(現収支計画: 1,901,483千円【税抜】)
2. 20年度～28年度の収支不足見込額を県と市町で折半(それぞれ約11.6億円【税抜】)を負担
3. 収支計画については、3年ごとに見直す。(次回は25年)
4. 29年度～32年度については、維持管理委託料の増などによる見込額
5. 29年度以降のRDF処理委託料については、今後協議が必要。



平成25年10月18日

収支計画の見直しとRDF処理委託料の改定について

RDF処理委託料について、平成20年11月6日の三重県RDF運営協議会総会での決議事項に基づき、県と市町が行ってきた収支計画の見直しの協議結果を踏まえ、以下のとおり改定及び確認を行う。

1 収支計画の見直し結果について

今後のRDF発電による売電収入が固定価格買取制度の導入等により現計画より10億円程度増加する等の要因により、3年毎の見直しとされている現収支計画を今年度に見直し、平成20年度から平成28年度までの収支不足見込額を、現収支計画の23.11億円から10.19億円減少し、12.92億円とする。

2 処理委託料について

収支不足見込額を12.92億円としたことにともない、この収支不足見込額12.92億円を県と市町とで半分ずつ負担する。

この額を負担するため、平成25年度から処理委託料の減額改定を行い、平成28年度に収支が均衡する処理委託料となるよう、毎年度、処理委託料を段階的に引き上げることとする。

また、平成29年度以降の負担を軽減するため、平成25年度以降の処理委託料に一律1000円を上乗せすることとする。

3 29年度以降の処理委託料について

平成29年度以降32年度までの処理委託料については、段階的に引き上げるのではなく、4年間を一定の単価に設定することとする。

RDF処理委託料の改定(平成25年度改定) 【税抜】

H25.11.29

資料3-2

1. 新収支計画の収支不足見込額: 1,292,198千円(20年度~28年度)
(現収支計画: 2,311,957千円)
2. 20年度~28年度の収支不足見込額を県と市町で折半(それぞれ約6.46億円を負担)
3. 29年度以降の負担を軽減するため、25年度以降の処理委託料に1,000円を上乗せする。(志摩市を除く)

<市町負担額>

年度	新計画				収支均衡単価			現行			
	改定後(1000円上乗せ分含む)				追加額	(参考)	追加負担額	RDF処理量	追加額	(参考)	追加負担額
	RDF処理量 (t/年)	追加額 (円/t)	(参考) 処理委託料 (円/t)	追加負担額 (千円)	(円/t)	処理委託料 (円/t)	(千円)	(t/年)	(円/t)	処理委託料 (円/t)	(千円)
20年度	48,462	0	4,817	0	0	4,817	0	48,462	0	4,817	0
21年度	46,108	501	5,318	23,100	501	5,318	23,100	46,108	501	5,318	23,098
22年度	48,055	1,025	5,842	49,256	1,025	5,842	49,256	46,426	1,025	5,842	47,576
23年度	48,270	1,904	6,721	91,906	1,904	6,721	91,906	46,564	1,904	6,721	88,649
24年度	47,850	2,783	7,600	133,167	2,783	7,600	133,167	46,334	2,783	7,600	128,941
25年度	47,536	1,683	6,500	80,003	683	5,500	32,467	46,071	3,662	8,479	168,708
26年度	44,564	2,555	7,372	113,861	1,555	6,372	69,297	44,888	4,541	9,358	203,834
27年度	44,961	3,427	8,244	154,081	2,427	7,244	109,120	45,084	5,420	10,237	244,355
28年度	44,848	4,072	8,889	182,621	3,072	7,889	137,773	44,944	5,572	10,389	250,402
計	420,654			827,995			646,086	414,881			1,155,563

*各年度のRDF処理委託料は平成20年度料金(4,817円/t)に追加加算した額

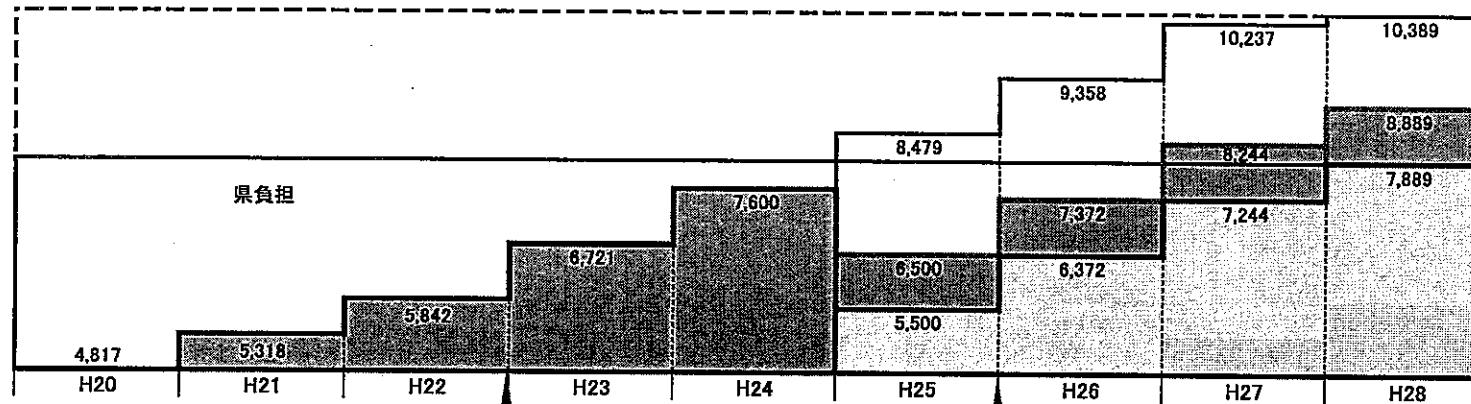
- ・25年度単価を8,479円から2,979円引き下げて、5,500円とし、26年度から27年度まで毎年一定額872円/t(現行879円/t)を加算
- ・28年度が収支均衡単価7,889円/tとなるよう27年度から28年度にかけて645円/tを加算

(円/t)【税抜】

現行収支均衡単価 10,389

一定額上乗せ単価 8,889

収支均衡単価 7,889



1 5 災害廃棄物処理計画の策定について

廃棄物・リサイクル課

1 現状

(1) 国の動き

環境省は、東日本大震災の発生を契機に、これまでの震災廃棄物対策指針（平成10年10月）と水害廃棄物対策指針（平成17年6月）を統合し、過去の大規模災害の経験と知見を踏まえた災害廃棄物対策指針（平成26年3月）を策定し、県および市町が災害廃棄物処理計画を作成するにあたっての基本的事項をとりまとめました。

また、平成25年10月に国土強靱化施策の一環として、巨大災害への対応を考慮した総合的な災害廃棄物対策の検討に着手し、平成26年3月に「巨大地震発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン」を策定しました。これを受けて、平成26年度以降、巨大地震に備え地域ブロック単位で協議会を設置し、具体的な地域毎の方策の検討を進めることとしています。

(2) 三重県の取組

県は、市町災害廃棄物処理計画の策定を支援するため、環境省災害廃棄物対策指針に基づき、南海トラフ地震や県内主要活断層地震を想定した「市町災害廃棄物処理対策マニュアル（平成26年3月）」を作成しました。

また、市町に対して、災害廃棄物処理計画に対する理解を深めるための研修会の開催や個別協議により地域の実情にあわせた計画策定支援を行っています。

2 課題

(1) 三重県災害廃棄物処理計画の策定

今後発生が予測される広域的な大規模災害に伴う災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に行えるよう、東日本大震災から得られた課題や教訓に基づき県災害廃棄物処理計画を策定する必要があります。

①広域処理に向けた連携、調整

被災市町および県域の廃棄物処理能力を上回る量の災害廃棄物が発生し、国、他都道府県、民間事業者等と連携した対応が必要となる場合を想定し、広域連携の手続き、業務内容等を事前に定める必要があります。

②県による支援体制の強化

市町の行政機能が低下した場合を想定し、一日も早い復旧・復興のため、災害廃棄物処理に関する応援協定の円滑な運用、速やかな県による処理の代行（地方自治法に基づく事務委託）等、市町支援の即応力を強化する必要があります。

③適正処理困難物の処理

災害廃棄物の中には、通常市町で「適正な処理が困難なもの」に分類され、収集・処理されない有害性・危険性のある廃棄物等も含まれることから、具体的な処理方策の構築が必要です。

④災害廃棄物処理に精通した人材の育成

災害時に廃棄物処理を円滑に進めるためには、廃棄物に関する知識や柔軟な決断力等、災害マネジメント能力が求められることから、災害廃棄物処理に精通した人材を育成することが重要です。

(2) 市町災害廃棄物処理計画の策定（改定）支援

県内 29 市町の内 21 市町が災害廃棄物処理計画を策定していますが、東日本大震災で発生した大規模津波や広域的大規模災害への対策については十分でないため、県防災対策部が実施した新たな地震被害想定調査（平成 26 年 3 月）に基づき、計画策定済の市町も含めて、全市町で地理的条件や処理体系等の地域特性を考慮した災害廃棄物処理計画を策定することが必要になります。

3 今後の取組方向

(1) 三重県災害廃棄物処理計画の策定

環境省災害廃棄物対策指針、三重県地域防災計画に基づき、国の動きを注視しつつ、平成 26 年度に三重県災害廃棄物処理計画を策定します。

県計画は、甚大な被害が県内に発生したことを想定し、県内処理を前提とした対策に加え、大規模災害時に以下の事項に留意した県の役割をとりまとめたものとしします。

①広域処理に向けた連携、調整

広域処理については、被害状況、災害廃棄物の発生量に応じ、県内処理と県外を含めた処理および支援と受援の両面の立場になることを想定し、国、他都道府県、県内市町、民間事業者等との連携体制を構築し計画に反映します。

②県による支援体制の強化

災害廃棄物処理に関する県と市町、関係団体等の役割を明確にし、円滑な応援協定の運用や処理の代行の仕組み等災害廃棄物の速やかな処理にあたっての基本的な事項をとりまとめます。

③適正処理困難物の処理

災害廃棄物処理にあたって、適正処理困難物については、その処理に際し、県の支援が必要になることが想定されるため、東日本大震災等から得られた知見を踏まえ、処理方針を検討し計画に定めます。

④災害廃棄物処理に精通した人材の育成

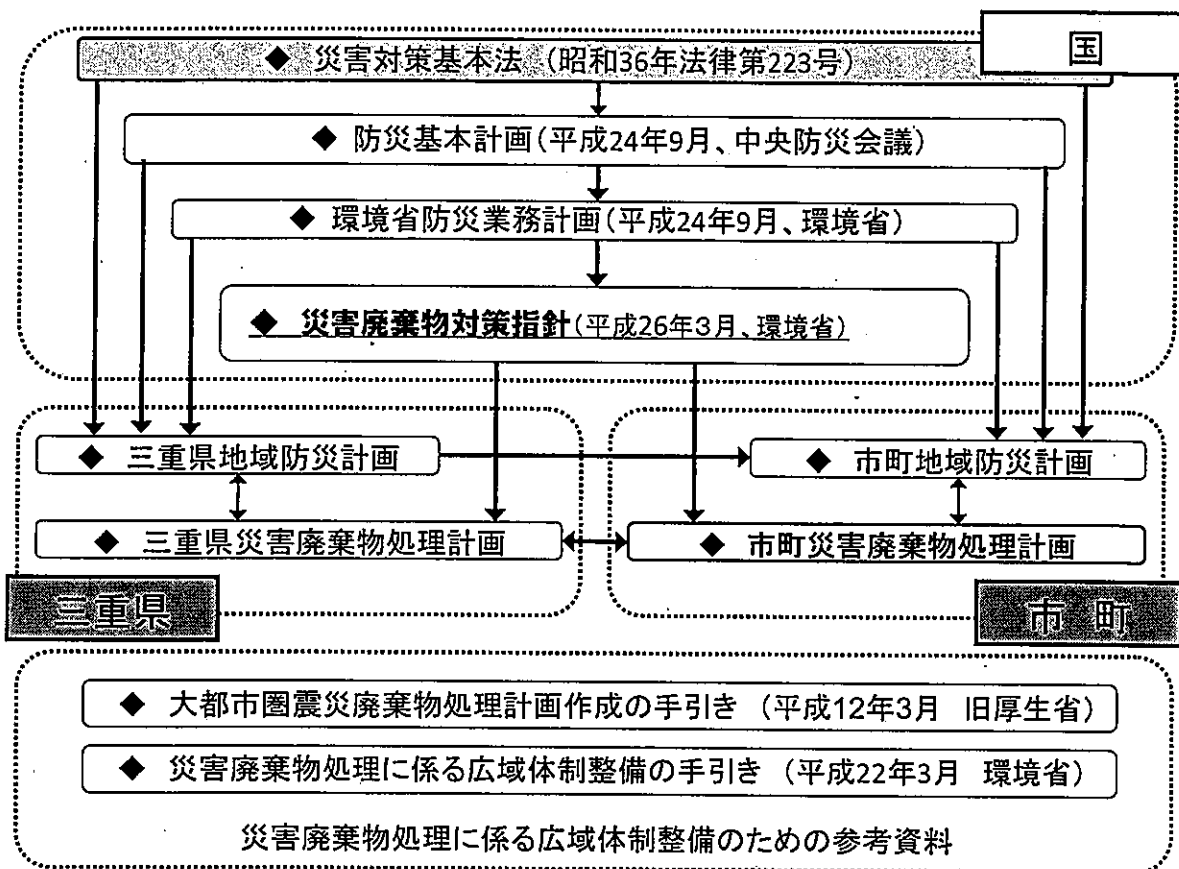
県および市町職員を対象に災害廃棄物処理計画を実効性のあるものとするために、処理に必要な技術の知識、具体的なノウハウの習得、過去の災害を経験した自治体職員との意見交換等を実施するなど職員の人材育成を位置づけます。

(2) 市町災害廃棄物処理計画の策定（改定）支援

市町の個別課題に対応するための協議や広域連携の課題等に対応するため、地域ブロック単位の協議を実施するなど、的確に市町計画の策定支援を行います。

また、市町災害廃棄物処理計画の策定に参考となる研修会やセミナー等を開催し、市町間の情報共有や協議を進めます。

災害廃棄物処理計画の位置付け



- ▶ 災害対策基本法では、環境省等の指定行政機関は、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を作成する必要がある。また、都道府県防災会議は都道府県地域防災計画を、市町村防災会議又は市町村長は市町村地域防災計画を作成することが定められています。
- ▶ 環境省防災業務計画(平成24年9月)では、環境省所掌事務に関し、国が実施する内容を定めるとともに、地域防災計画の作成の基準となるべき事項についても定めています。
- ▶ 災害廃棄物対策指針において、県および市町に対して災害廃棄物処理計画の策定を行い、継続的な見直しを行うことが定められています。

※ 「大都市圏震災廃棄物処理計画作成の手引き」「災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引き」は、都道府県間・市町村間において大規模災害時の広域体制の必要性や役割等を整理したものです。

1 6 産業廃棄物の監視・指導状況について

廃棄物監視・指導課

1 現状

産業廃棄物に係る監視指導は、年間約 5,000 件実施しています。

平成 25 年度における指導状況は、行政指導が 2,387 件、文書発出数が 227 件、改善命令が 3 件、事業停止命令が 3 件、許可取消が 3 件となっています。

また、不法投棄の発生件数・発生量については、近年減少傾向にあるものの、建設系廃棄物等の割合が高く、最近 5 年間では発生件数で約 60%、発生量で約 85%を占めています。（表 1 及び表 2 参照）

2 取組状況

(1) 悪質・巧妙化する事案等への対応

① 監視・指導体制の整備

悪質・巧妙化する事案に対処するため、平成 5 年度から警察官を配置し監視・指導体制を強化し、現在、地域班及び広域班 2 班体制により、監視・指導を行っています。

地域班は県内を 5 地域に分け各担当職員を配置し地域別に監視・指導を行っていますが、特に事件に発展する恐れのある悪質な事案等に対しては警察官を含む広域班（警察官配置）が対処しています。

（現在、警察官 4 名、警察官 O B 6 名を含む 20 名体制）

② 装備・資機材の活用等による広域的な監視の実施

防災ヘリや県警ヘリによるスカイパトロール（年間 3 回）を実施する他、民間警備会社委託による休日・早朝も含めた監視パトロール（年間約 3,900 件）を行っています。

また、「不法投棄監視カメラ」を活用し間隙のない監視活動を行っています。

③ 行政処分の実施

指導を繰り返しても不適正な状態が改善されない悪質な事業者に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 2 の 7 に基づく改善命令や同法第 15 条の 3 に基づく許可の取消しを行うなど、厳正に対処しています。

(2) 関係者等と連携した取組

① 事業者等・市町との連携

県内に広範囲なネットワークを持つ森林組合や民間事業者など 16 事業者と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結し、情報提供に係る体制を整えています。

また、迅速な初動対応によって地域の生活環境の悪化を最小限に食い止め安全・安心な地域づくりをすることを目的として、市町職員が産業

廃棄物に係る立入ができるよう、県内全市町と立入検査員協定を締結しています。

② 県民等からの情報提供

県民等から広く不法投棄等不適正処分の情報提供をいただくことを目的として、平成9年度から廃棄物ダイヤル110番等による通報制度を設け、その情報をもとに現場確認・立入等を行っています。（図1参照）

③ 近隣縣市との合同路上監視

広域にわたる事案に対応するために、近隣縣市等（愛知県、岐阜県、滋賀県、名古屋市、中部地方環境事務所）と連携した路上監視（年間5回）を行っています。

3 課題

（1）悪質・巧妙化する事案等への対応

悪質業者による保管を偽装した不法投棄や指導に従わない廃棄物の積上げ等不適正処分が散見されるため、このような行為が行われないう、悪質・巧妙な事案等に対し、引続き厳正な処分を含めた対応を粘り強く行っていく必要があります。

（2）関係者等と連携した取組

不法投棄等不適正処分を根絶するためには、早期発見・早期是正が不可欠です。このため、引続き民間事業者との「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」の拡充が必要です。

また、近年、県民からの廃棄物に関する通報は減少傾向にあります。廃棄物の不適正処分に関心を持ってもらうことと合わせ、誰もが容易に通報できるように通報システムを充実する必要があります。

4 今後の取組方向

（1）悪質・巧妙化する事案等への対応

悪質・巧妙な事業者に対しては、引続き、資機材等を活用した効果的な監視・指導を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携して立入を行い事態の悪化防止や早期是正を図ります。さらに、指導に従わない事業者に対しては、告発を視野に入れた改善命令や許可の取消しなど厳正に対処します。

（2）関係者等と連携した取組

不法投棄等不適正処分事案を早期発見し早期是正を図るため、県内で広範囲に活動している民間業者等との連携を図っていきます。

県民等に対しては、FM放送を活用した広報・啓発をする他、メール110番による通報システムの充実を図ります。

また、不法投棄を許さない社会づくりを進めるため、警察、市町等関係者間での情報交換を進めます。

(参考)

表 1 監視指導状況の推移 (件)

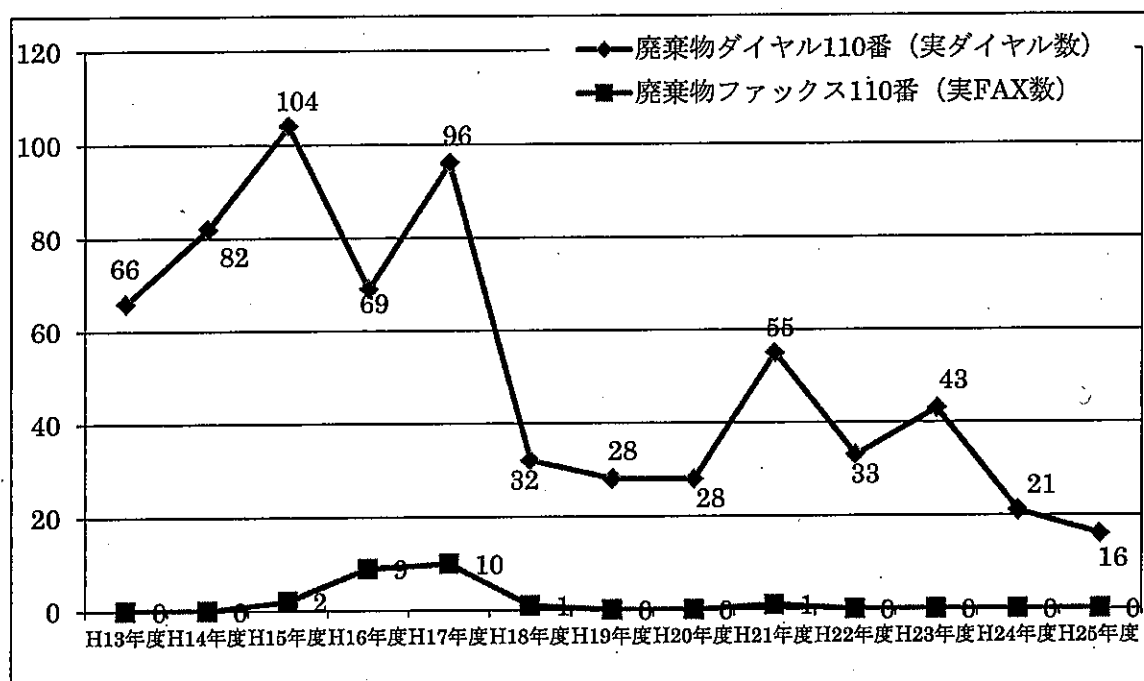
区分	年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
	延べ監視件数	4,745	4,459	4,782	4,561	5,465
行政指導 処分	指導件数	1,420	1,242	1,361	1,878	2,387
	指導文書発出数	76	62	115	153	227
	改善命令	0	2	0	5	3
	措置命令	0	0	3	0	0
	事業停止命令	0	0	0	0	3
	許可取消 告 発	0	0	3	1	3
		1	0	2	0	0

表 2 新たに確認された不法投棄事案の推移 (件、数量トン)

年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
確認事案数	23(426)	18(462)	8(275)	7(150)	14(623)
内 建設系廃棄物等	7(144)	11(459)	7(274)	6(149)	10(619)
年度内撤去済数	10(280)	9(71)	5(142)	6(80)	11(459)

※確認事案数の内、下段は建設系廃棄物等

図1 廃棄物ダイヤル110番、ファックス110番通報件数



廃棄物ダイヤル110番：0120-53-8184 (ごみはいやよ)
 廃棄物ファックス110番：0120-53-3074 (ごみみえなし)

1 7 産業廃棄物の不適正処理事案の対応について

廃棄物適正処理 P T

1 経緯等

(1) 安全性確認調査の実施

本県では、過去に産業廃棄物が不適正処理された 11 事案について、生活環境保全上の支障の有無等を把握するため、平成 16 年度から 18 年度までの 3 年間に安全性確認調査を実施しました。この調査において、生活環境保全上の支障又はそのおそれが認められた事案については、原因者に措置命令を発出するとともに、原因者が措置を講じない場合には、行政代執行による措置を講じています。

また、安全性確認調査以前から行政代執行中の桑名市五反田事案、及び同調査以降に判明した桑名市源十郎新田事案等についても、併せてその是正に取り組んでいます。(資料 1 参照)

(2) 産廃特措法に基づく恒久対策の実施

平成 10 年 6 月以前の不適正処理事案にかかる行政代執行については、実施計画を策定して国の同意を得ることにより、産廃特措法に基づく財政的支援が得られます。

本県では 4 事案(四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山)について、平成 24 年度に実施計画を策定し、三重県環境審議会の審議を経て環境省との協議を行いました。産廃特措法に基づく大臣同意は、平成 25 年 4 月 9 日までに得られており、25 年度内に 4 事案全てについて恒久対策に着手したところです。(資料 2 参照)

2 各事案の取組状況

(1) 4 事案の状況

① 四日市市大矢知・平津事案

廃棄物の飛散流出や雨水浸透の防止のため、覆土及び排水対策等を実施することとし、平成 25 年度は、処分場入口側の調整池及び処分場天端部への進入路の設置工事に着手するとともに、他工事からの発生土の受け入れを実施しました。

② 桑名市源十郎新田事案

PCB (ポリ塩化ビフェニル) や VOC (揮発性有機化合物) を含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施することとし、平成 25 年度は、廃油の滲出リスクの高い部分(藤川右岸の一部)について、鋼矢板を先行して設置するとともに、これまで回収・保管していた、PCB を含む廃油の処理委託を実施しました。

③ 桑名市五反田事案

地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサン等の高濃度箇所の掘削・除去を実施することとし、平成 25 年度は、工事用車両が対策区域に進入するための仮橋設置工事、及び廃棄物等の選別・ストックヤードの造成工事を実施するとともに、廃棄物等を掘削・除去する本体工事に着手しました。

④ 四日市市内山事案

霧状酸化剤（過酸化水素水）注入により硫化水素の発生抑制を図ったうえで、雨水浸透や廃棄物の飛散流出防止のため、整形覆土工等を実施することとし、平成25年度は、廃棄物層内への霧状酸化剤の注入を継続し、硫化水素の濃度が低下していることを確認しました。

(2) その他の事案の状況

4事案以外の事案についても、生活環境保全上の支障の状況に応じ、措置命令の発出や行政代執行を実施するとともに、必要に応じてモニタリングを継続しています。

3 今後の取組方向

4事案とも平成25年度内に恒久対策に着手したところであり、産廃特措法の期限である平成34年度までに完了することにより、地域の暮らしの安全・安心を確保していきます。

工事の実施に当たっては、地元及び関係機関と十分に調整し、工事の進捗状況や有害物質の検出状況のモニタリング結果等を適時、的確に情報共有します。

また、引き続き、排出事業者等への責任追及に取り組むとともに、粘り強く原因者への費用求償を行っていきます。

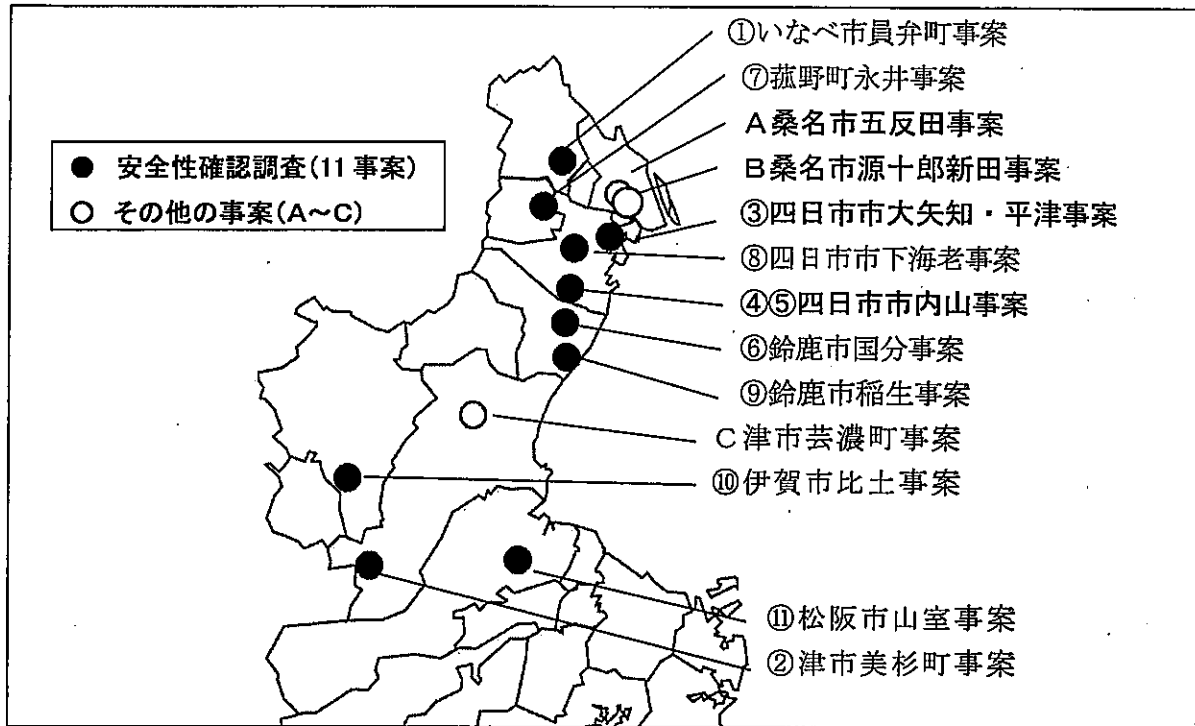
【参考】特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(産廃特措法)の概要

平成10年6月16日以前に行われた産業廃棄物の不法投棄等による支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、都道府県等が行う対策工事について、平成34年度末までの間、国が支援措置を講じます（事業費の9割を起債対象とし、うち5割を特別交付税措置）。

平成24年度までの時限立法として平成15年10月に施行され、平成24年8月の法改正により平成34年度まで延長されています。

事業費		
一般 財源 10%	起債充当額(90%)	
	非措置額 45%	特別交付税措置額 45%

1. 不適正処理事案位置図



2. 不適正処理事案の状況

安全性確認調査の対象事案						
No.	事案名 (調査実施順)	措置 命令	行政 代執行	市町 補助	モニタリング	備 考
①	いなべ市員弁町				終了	
②	津市美杉町			実施済	終了	
③	四日市市大矢知・平津	発出	実施中		継続	
④	四日市市内山	発出	実施中		継続	
⑤						
⑥	鈴鹿市国分			実施済	—	環境基準に適合
⑦	菰野町永井				終了	
⑧	四日市市下海老				継続	
⑨	鈴鹿市稲生	発出	実施中		継続	
⑩	伊賀市比土				継続	
⑪	松阪市山室				—	環境基準に適合

その他の事案						
	事案名 (顕在化の順)	措置 命令	行政 代執行	市町 補助	モニタリング	備 考
A	桑名市五反田	発出	実施中		継続	安全性確認調査以前の事案
B	桑名市源十郎新田	公告	実施中		継続	安全性確認調査以降の事案
C	津市芸濃町	発出			継続	安全性確認調査以降の事案

産廃特措法対象の4事案の概要

1 四日市市大矢知・平津事案

産業廃棄物処理業者が昭和56年3月から安定型処分場において処分業を開始後、許可面積、容量を大幅に超えて不適正処理を行ったため、雨水浸透による有害物質の浸出や廃棄物の飛散・流出等のおそれのある事案です。

平成24年7月の四者協議（地元・学識経験者・市・県）において、具体的な対策工法に係る地元合意が得られ、同年9月に県単独の行政代執行として、地形測量、地質調査に着手しました。

- ①原因者：（有）川越建材興業
（平成21年5月～清算法人に移行）
- ②時期：昭和56年3月から平成6年10月
- ③場所：四日市市大矢知町字大谷3074-1
ほか
- ④支障等：雨水浸透による有害物質の浸出や
の状況 廃棄物の飛散・流出等のおそれ
がある。



青：許可区域 赤：処分場関係区域
黄：隣接区域

2 桑名市源十郎新田事案

平成19年9月に、員弁川・藤川合流点付近の旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、平成22年10月、当該箇所の地中から回収した廃油にPCB等の有害物質が含まれていることが判明した事案です。

緊急対策として、鋼矢板の設置（河川隣接部分）や藤川の瀬替え工（流路の変更）等を平成24年4月までに実施し、河川への廃油の滲出は抑止されています。

平成25年4月に、特措法に基づく行政代執行として、既設の集油管等を利用した廃油の回収に着手しました。

- ①原因者：不明（調査中）
- ②時期：昭和48年から昭和51年と推定
（PCB廃棄物）
- ③場所：桑名市大字五反田字源十郎新田
（河川区域内）
- ④支障等：VOC（揮発性有機化合物）やPCB
の状況 を含む廃油が地下水や員弁川に
流入した場合には、水道水源や
内水面漁業に支障を生じるお
それがある。



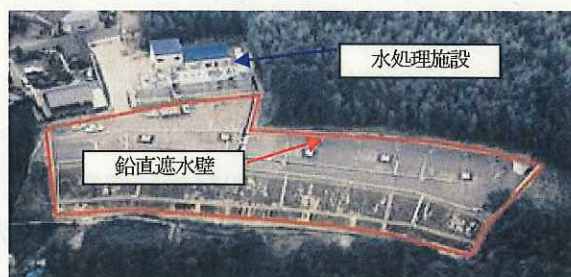
3 桑名市五反田事案

産業廃棄物処理業者により不法投棄された廃棄物が汚染源となり、平成9年10月に、周辺地下水等がVOCにより汚染されていることが判明した事案です。

平成13年6月に、行政代執行に着手し、平成19年度までに汚染地下水の浄化等の目標を達成しました(平成17～19年度は産廃特措法に基づく事業として実施)。

平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる汚染が判明したことから、平成23年度に改めて対策に着手しました。

- ①原因者：株式会社七和工業
- ②時期：平成7年4月から平成8年3月頃
- ③場所：桑名市大字五反田字多々星1701番
- ④支障等：1,4-ジオキサンにより地下水が汚染され、拡散により嘉例川及び員弁川に流入した場合、水道水源や農業用水の利水、内水面漁業に支障を生じるおそれがある。

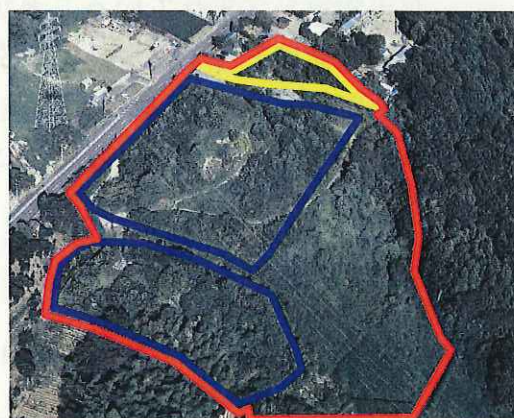


4 四日市市内山事案

平成11年頃までに、産業廃棄物処理業者の安定型処分場等において、許可品目外の木くず、紙くずの処分や許可容量を超える廃棄物の埋立が行われ、廃棄物層内で高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明した事案です。

平成19年2月に、緊急対策としてガスの回収処理等の行政代執行(県単)に着手し、平成24年11月には産廃特措法に基づく行政代執行として、霧状酸化剤注入による硫化水素発生抑制対策に着手しました。

- ①原因者：(株)シーマコーポレーション
(旧 成豊(株) 平成19年清算終了)
(有)功進 (平成15年清算終了)
- ②時期：平成元年3月から平成11年9月
- ③場所：四日市市内山町字高砂
- ④支障等：廃棄物内部に設置した井戸から硫化水素ガスやメタンガスが発生しており、周辺へ悪臭の漏洩や火災の発生のおそれがある。



青：許可・届出区域 赤：廃棄物埋設区域
黄：中間処理場